

未熟児養育医療費用徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

未熟児養育医療費用徴収規則を廃止する規則

未熟児養育医療費用徴収規則（昭和三十四年広島県規則第十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）附則第二十九条ただし書の規定によりなお従前の例によることとされた同法第四十二条の規定による改正前の母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。